

ご存知ですか？国民年金付加保険料

問 佐賀年金事務所 ☎31-4191 / 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159



将来の国民年金受給額を増やせます

国民年金第1号被保険者および任意加入被保険者は、定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、受給する年金額を増やすことができます。

■保険料（月額）

定額保険料16,610円 + 付加保険料400円

※令和3年度の場合

◇納めることができる人

国民年金第1号被保険者

任意加入被保険者（65歳以上の人を除く）

◇申し込み先

佐賀年金事務所または市民生活課 保険年金係

■付加年金額

付加年金額（年額）は「200円×付加保険料納付月数」で計算し、2年以上受け取ると支払った付加保険料以上の年金が受け取れます。例えば、20歳から60歳までの40年間付加保険料を納めていた場合の年金額は次のとおりです。

200円×480月（40年）＝96,000円（年額）が付加年金額として老齢基礎年金に上乗せされます。なお、付加年金は定額のため、増額・減額はありせん。

お
知
ら
せ

<次の点にご注意ください>

※付加保険料の納付は、申し込みの月分からとなります

※毎月の付加保険料の納期限は、翌月末日です

※納期限を超過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます

※国民年金基金に加入している人は、付加保険料を納めることはできません

■免除期間
出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（産前産後期間）を対象に保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月の国民年金保険料が免除されます。

※妊娠85日（4か月）以上の早産・死産・流産された人を含む

■対象者
国民年金第1号被保険者（自営業者、学生、無職の人など）が出産した場合、産前産後の一定期間の国民年金保険料が免除されます。免除期間は、保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

産前産後の国民年金保険料が免除されます！

問 佐賀年金事務所
市民生活課 保険年金係 ☎31-4191
☎75-2159



■届出時期
出産予定日の6か月前
※平成31年2月1日以降の出産であれば、出産後の届出はいつでも可能です

■手続きに必要なもの
○年金手帳またはマイナンバーカード
（カードを作成していない場合は、マイナンバーが確認できる書類と顔写真付き身分証明書）
○母子健康手帳

お見積り無料!! **外壁塗装・屋根塗装** 広告

塗装工事は東部塗装にお任せください！
お電話いただければ、すぐ見に行きます！

詳しくは **多久 東部塗装** で検索!

東部塗装 創業50年の確かな実績
☎090-3667-3955
〒846-0012 佐賀県多久市東多久町大字別府4251-4 TEL/FAX 0952-76-2628

テニススクール 広告
代表 黒髪邦男

無料体験教室開催中

キッズから大人まで★初心者大歓迎★
貸しラケット完備 **生徒募集中**
寒い時こそアクティブに!!
Family Tennis School ☎080-3968-7225

ラケットの
ガット張りします。
初回の張り代無料。